	四国総合通信局管内	令和９年６月30日まで	任意の１MHz幅における等価等方輻射電力が316mW以下	陸上での使用に限る。 徳島県徳島市並びに愛媛県松山市及び今治市の区域は屋内での使用に限る。
	九州総合通信局管内	令和９年６月30日まで	任意の１MHz幅における等価等方輻射電力が316mW以下	陸上での使用に限る。
	沖縄総合通信事務所管内	令和９年６月30日まで	任意の１MHz幅における等価等方輻射電力が316mW以下	陸上での使用に限る。
31.05GHzから31.2GHzまで	東北総合通信局管内	令和10年６月30日まで	１W以下	
	北陸総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１W以下	
	東海総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１W以下	
	中国総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１W以下	
	九州総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１W以下	
32.05GHzから33.25GHzまで	東北総合通信局管内	令和10年６月30日まで	１W以下	
	北陸総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１W以下	
	東海総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１W以下	
	中国総合通信局管内	令和10年６月30日まで	１W以下	
45.5GHzから47GHzまで	東北総合通信局管内	令和９年６月30日まで	2000W以下	空中線電力は、５W以下に限る。
47.2GHzから49.8GHzまで	関東総合通信局管内	令和10年６月30日まで	1500W以下	空中線電力は、５W以下に限る。
48.4GHzから48.7GHzまで	東北総合通信局管内	令和10年６月30日まで	0.1W以下	
	信越総合通信局管内	令和10年６月30日まで	0.1W以下	
	北陸総合通信局管内	令和９年６月30日まで	0.1W以下	
	東海総合通信局管内	令和９年６月30日まで	2000W以下	空中線電力は、５W以下に限る。
	九州総合通信局管内	令和９年６月30日まで	0.1W以下	
49.3GHzから49.8GHzまで	東北総合通信局管内	令和10年６月30日まで	0.1W以下	
	信越総合通信局管内	令和10年６月30日まで	0.1W以下	
	北陸総合通信局管内	令和９年６月30日まで	0.1W以下	
	東海総合通信局管内	令和９年６月30日まで	2000W以下	空中線電力は、0.1W以下に限る。
	九州総合通信局管内	令和９年６月30日まで	0.1W以下	
51.35GHzから52.35GHzまで	東北総合通信局管内	令和10年６月30日まで	0.1W以下	
	関東総合通信局管内	令和９年６月30日まで	0.1W以下	
	信越総合通信局管内	令和10年６月30日まで	0.1W以下	
	北陸総合通信局管内	令和９年６月30日まで	0.1W以下	
	東海総合通信局管内	令和９年６月30日まで	2000W以下	空中線電力は、0.1W以下に限る。
	中国総合通信局管内	令和９年６月30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	令和９年６月30日まで	0.1W以下	
66GHzから67GHzまで	東北総合通信局管内	令和10年６月30日まで	0.1W以下	
	信越総合通信局管内	令和10年６月30日まで	0.1W以下	
	中国総合通信局管内	令和９年６月30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	令和９年６月30日まで	0.1W以下	
66GHzから71GHzまで	関東総合通信局管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が1000W以下	空中線電力は、５W以下に限る。
	北陸総合通信局管内	令和９年６月30日まで	1500W以下	空中線電力は、１W以下に限る。
102GHzから1100GHzまで	北海道総合通信局管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３） 空中線電力は、５W以下に限る。
	東北総合通信局管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３） 空中線電力は、５W以下に限る。
	関東総合通信局管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３） 105GHzから109.5GHzまで及び111.8GHzから114.25GHzまでの周波数の使用可能地域は、群馬県吾妻郡（長野原町、嬬恋村及び草津町に限る。）並びに山梨県韮崎市及び北杜市の区域を除く。 空中線電力は、５W以下に限る。
	信越総合通信局管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３） 105GHzから109.5GHzまで及び111.8GHzから114.25GHzまでの周波数の使用可能地域は、長野県岡谷市、諏訪市、小諸市、伊那市、茅野市、佐久市、東御市、南佐久郡、北佐久郡、小県郡（長和町に限る。）、諏訪郡及び上伊那郡（辰野町、箕輪町及び南箕輪村に限る。）の区域を除く。 空中線電力は、５W以下に限る。
	北陸総合通信局管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３） 空中線電力は、５W以下に限る。
	東海総合通信局管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３） 空中線電力は、５W以下に限る。